アイヌ農林漁業対策事業

【平成２２年度概算決定額：３４３（３６８）百万円】

対策のポイント

アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るために必要な生産基盤の整備や施設整備等を支援します。

＜背景／課題＞

・アイヌ農林漁家にあっては、経営規模が零細で生産性が低いため、所得及び生活水準は低位な状況です。

・北海道の「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第２次）」を支援するために政府一体となって推進する北海道アイヌ生活向上関連施策の一環として実施します。

政策目標

全ての事業実施地区において５年度目に地区毎の目標所得を達成

＜主な内容＞

農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設の整備

アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、経営の改善に必要な施設・機械等を整備します。

補助率：２／３以内
事業実施主体：市町村、土地改良区、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体等

お問い合わせ先：経営局構造改善課　（０３－３５０２－６４４４（直））

平成22年度アイヌ農林漁業対策事業（継続）

アイヌ農林漁家の現状

○アイヌ農家1戸当たりの農用地面積
平成18年においては7．4haであり、平成5年と比べ、約1．5倍に増えたが、北海道全体と比べると約4割であり、依然、規模は小さい状況。

○アイヌ農家1戸当たりの肉用牛飼養頭数
平成18年においては38頭であり、平成5年と比べ、約2倍に増えたが、北海道全体と比べると5割弱であり、依然、少ない状況。

○漁業地区のアイヌ1世帯当たりの所得
平成18年においては455万円であり、平成5年と比べ、約1．2倍に増えたが、北海道全体と比べると8割弱であり、依然、低い状況。

［平成18年北海道アイヌ生活実態調査］

［北海道］
「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）」(H21～H27)

［関係省庁］
アイヌ生活向上関連施策として支援

引き続き、経営規模等の格差是正のための支援を実施

【事業内容】
アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、経営の改善に必要な農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設の整備を支援。

○事業対象メニュー

（1）農林業生産基盤整備事業（区画整理、かんがい排水、農道、林道等）

（2）農林漁業経営近代化施設整備事業
① 農業経営近代化施設（農業用機械、温室、集出荷貯蔵施設、畜舎等）
② 林業経営近代化施設（林業用機械、機械保管施設、栽培管理施設等）
③ 漁業経営近代化施設（養殖施設、蓄養施設、水産物処理加工施設、水揚荷さばき施設等）

（3）特認事業

○補助率：2／3以内

○事業実施主体：市町村、土地改良区、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体等

○実施期間：S51～H27年度

○主な採択要件

（1）地区戸数要件：アイヌ農林漁家原則5戸以上

（2）受益戸数要件：アイヌ農林漁家原則3戸以上

（3）アイヌ受益割合要件：アイヌ農林漁家受益割合概ね6割以上

アイヌ農林漁家の所得の向上及び生活水準の向上